

平成27年10月に、「マイナンバー」の通知をお届けします。

●マイナンバーの通知カードとは

- ・通知カードとは、数字12桁の個人番号（マイナンバー）をお知らせするカードです。
- ・券面には、氏名・住所・生年月日・性別・個人番号が記載されます。
- ・平成27年10月に、地方公共団体情報システム機構から、簡易書留で住民票の住所地に送付されます。
- ・届いた通知カードは、各種手続に必要となるので、紛失しないように大切に保管してください。

●個人番号カードとは

- ・個人番号カードとは、表面に氏名・住所・生年月日・性別・顔写真、裏面に個人番号が記載されたICカードで、本人確認のための身分証明書として利用できるほか、e-Tax等の電子申請等が行える電子証明書が標準搭載されます。
- ・平成27年10月に、通知カードと一緒に個人番号カードの交付申請書が送付され、申請をされた方に、平成28年1月から順次交付されます。
- ・初回発行手数料は、無料です。（電子証明書代含む。）
- ・有効期間は、発行後10回目（20歳未満の方は、5回目）の誕生日までです。
- ・カードに搭載される電子証明書の有効期間は、発行後5回目の誕生日までです。

●住民基本台帳カードをお持ちの方へ

- ・平成27年12月で、住民基本台帳カードの発行・交付が終了します。
- ・お持ちの住民基本台帳カードは、記載された有効期間まで有効です。ただし、住民基本台帳カードをお持ちの方が、個人番号カードを取得された場合は、住民基本台帳カードを廃止・回収します。（重複所持はできません。）
- ・現在の住民基本台帳カード向け電子証明書の発行・更新の手続きは、平成27年12月22日（火）17時で終了します。これ以降、発行・更新の手続きはできません。

マイナンバーに関するお問い合わせは【マイナンバーコールセンター】へ
日本語窓口 0570-20-0178 外国語窓口 0570-20-0291
受付時間 9時30分から17時30分まで（土日祝日、年末年始を除く）



第十回特別弔慰金のお知らせ

公務等のため国に殉じた軍人、軍属及び準軍属の方々へ思いをいたし、その遺族に対して節目の機会に改めて弔慰の意を表すため、公務扶助料、特例扶助料、遺族年金等の年金受給権のある遺族がいない場合に、最先順位の遺族に対して支給されます。

◆ 受付期間

平成27年4月1日（水）～平成30年4月2日（月）

◆ 前回までの相違点

- ① 前回までは10年の節目の年の支給でしたが、今回は5年の2回に分けた支給となります。したがって5年後に受付をしなければなりません。
- ② 年4万円から年5万円に増額

◆ 市町村窓口必要書類

- ① 第十回特別弔慰金請求書
- ② 印鑑等届出書（できるだけわかりやすく楷書で記入。印影は鮮明に。）
- ③ 現況申立書
- ④ 基準日（平成27年4月1日）における請求者の戸籍書類

※請求書の基準日現在における状況、支給順位などによって添付が必要となる書類が加わります。

お問い合わせ

牟岐町役場 住民福祉課 TEL0884-72-3416（直通）